

衆議院法務委員会ニュース

平成 29. 6. 7 第 193 回国会第 21 号

6 月 7 日（水）、第 21 回の委員会が開かれました。

1 刑法の一部を改正する法律案（内閣提出第 47 号）

- ・金田法務大臣、石原内閣府副大臣、盛山法務副大臣、豊田内閣府大臣政務官、井野法務大臣政務官、樋口文部科学大臣政務官、堀内厚生労働大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・平口洋君外 4 名（自民、民進、公明、共産、維新）提出の修正案について、提出者井出庸生君（民進）から趣旨説明を聴取しました。
- ・修正案について採決を行った結果、全会一致をもって可決されました。
（賛成一自民、民進、公明、共産、維新、上西小百合君（無））
- ・修正部分を除く原案について採決を行った結果、全会一致をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。
（賛成一自民、民進、公明、共産、維新、上西小百合君（無））
- ・平口洋君外 4 名（自民、民進、公明、共産、維新）から提出された附帯決議案について、國重徹君（公明）から趣旨説明を聴取しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。
（賛成一自民、民進、公明、共産、維新、上西小百合君（無））

（質疑者及び主な質疑内容）

宮崎政久君（自民）

- ・強姦罪の暴行・脅迫要件について、被害者が必死に抵抗しなければ認定されないとの声があり、同要件については、被害者の心理状態等も考慮した上で認定することが必要であると考えますが、最高裁判所当局の見解を伺いたい。
- ・強盗行為と強制性交等の行為が同時に着手された場合及び両者の先後関係が不明である場合にも強盗・強制性交等罪が成立するのか、伺いたい。
- ・本法案附則第 2 条第 2 項は、本法案施行前の強姦罪等についても原則として非親告罪化することとしているが、これは被告人となる者にとって不利益となり罪刑法定主義に反することにならないのか、法務省の見解を伺いたい。
- ・性犯罪被害者から、不起訴となった理由等の説明が不十分であるとの指摘がされているが、法務省の見解を伺いたい。

今野智博君（自民）

- ・本法案は、強姦罪の構成要件を改めて男性も客体になり得ることとしているが、性転換手術を受けて人工的に形成された陰茎や膣を有している者は、強制性交等罪の客体及び主体となり得るのか、伺いたい。
- ・改正後の刑法第 179 条は、監護者が影響力のあることに乗じてわいせつな行為又は性交等を行うことを処罰対象としている一方で、スポーツの指導者等の監護者でない者が事実上の影響力のあることに乗じてする同様の行為については対象

とならないことにより処罰の間隙が生じることにならないのか、伺いたい。

吉田宣弘君（公明）

- ・監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪について、スポーツクラブの指導者などが影響力に乗じて 18 歳未満の者に対して行う性的行為が処罰対象となっておらず不十分であるとの意見もあるが、法務省の見解を伺いたい。
- ・本法案によって強姦罪等が非親告罪化しても、被害者のプライバシーや心情に配慮していく必要があると考えますが、現状においてどのように配慮が行われているのか、伺いたい。
- ・平成 32 年までに行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを各都道府県に最低 1 か所設置するという第 4 次男女共同参画基本計画の目標を早期に達成すべきではないか。また、警察に相談できない被害者に対する支援の充実も政府は後押しすべきではないか。

井出庸生君（民進）

- ・本法案の審査に当たっては性暴力被害当事者の声に耳を傾ける必要があると考えますが、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・強姦罪等の成否は暴行・脅迫の有無ではなく、任意の同意の有無にあるべきとの意見があるが、法務省の見解を伺いたい。

阿部知子君（民進）

- ・準強姦罪が薬物やアルコールによって被害者の自由意思が表明できない状態にあったという観点による被害が告訴に結びついているかの分析が必要であると思うが、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・本法案により集団強姦等罪等は廃止されるが、集団強姦が実際に起きていることを踏まえ、行為に対する考え方を明示するためにも罪名は残すべきと思うが、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・医学部生等に医師としての高い倫理規範を学ばせるためにも、大学病院や特定機能病院に性犯罪・性暴力のためのワンストップ支援センターを設置すべきと思うが、厚生労働大臣政務官の見解を伺いたい。
- ・性犯罪・性暴力のためのワンストップ支援センターの視察等を行って現状を把握するなど、法務大臣には先頭に立って女性の人権を守るために尽力していただきたいが、法務大臣の決意を伺いたい。

山尾志桜里君（民進）

- ・「性犯罪は『魂の殺人』である」という表現をどのように受け止めているか、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・未成年者に対する性犯罪の公訴時効について、証拠の散逸によるリスクを未成年の被害者に負わせるべきではなく、少なくとも被害者が成年になるまでは時効を停止することを積極的に検討する必要があると考えるが、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・現行法の強姦罪の暴行・脅迫要件について、被害者の抗拒を著しく困難ならしめる程度のもが必要とされているが、この要件については幅広く解釈されているため、疑問が呈される判例があることを考慮して、性犯罪被害者の声を踏まえて暴行・脅迫要件を見直すべきと考えるが、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・本法案の監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪について、18歳未満の者を「現に監護する者」に学校の先生を含めるべきと考えるが、法務副大臣の見解を伺いたい。

井出庸生君（民進）

- ・きょうだい間で性暴力が行われているにもかかわらず、親がそれを放置している場合、行政機関はそれをどのように把握をしているのか、法務省、文部科学省及び厚生労働省に伺いたい。
- ・性犯罪に対する理解を深めるため、本法案の趣旨について、文部科学省から中学校・高校に対して通知や通達を发出するなどして周知すべきと考えるが、文部科学省の見解を伺いたい。
- ・本法案に対して検討条項を追加する修正案を提出する予定であり、その趣旨は、事案の実態に即した対処を行うための施

策として、監護者わいせつ罪の主体の拡大、性交同意年齢の引上げ、暴行・脅迫要件の緩和、公訴時効の停止等の刑事法の見直しのみならず、ワンストップ支援センター、司法面接、レイプシールドなどのあらゆる施策を引き続き検討するというものであるが、これに対する法務大臣の見解を伺いたい。

逢坂誠二君（民進）

- ・児童相談所、警察、検察の三者が連携した子どもの心理的負担等に配慮した取組は、子どもに対するあらゆる性的虐待が対象となるのか伺いたい。また、この取組によって得られた供述は一律に刑事手続上の証拠として扱われるのかどうか、伺いたい。
- ・性犯罪の被害者が未成年であり、法定代理人である親権者が加害者である、あるいは親に話しづらい事情がある場合に、被害児童に対する何らかの救済措置があるのかどうか、伺いたい。
- ・性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターが支援する対象者の年齢・性別の範囲とLGBTの者もその支援対象となるのかどうか、伺いたい。

池内さおり君（共産）

- ・性犯罪の被害者に対して、被害に遭った事件とは関係のない過去の性的な経験を聴取するなどの実態があり、そうしたことが原因で被害の申告をためらっている現状があるのではないかと考えるが、法務大臣の認識を伺いたい。
- ・我が国でも、事件とは関係がない被害者の過去の性行動について裁判で証拠採用しないようにするレイプシールド法のような仕組みを設ければ、性犯罪の被害者がより被害を訴えやすくなるのではないかと考えるが、法務大臣政務官の見解を伺いたい。
- ・性犯罪の被害に遭った未成年者について、公訴時効を成人になるまで停止する規定がないことや、欧米に比べて性交同意年齢が低いことなど、我が国は子どもの性犯罪からの保護のレベルが低いのではないかと考えるが、法務副大臣の見解を伺いたい。

畑野君枝君（共産）

- ・本法案で新設される監護者わいせつ及び監護者性交等の規定における「現に監護する者」について、教師、障害者施設や福祉施設の職員、医師、スポーツのコーチなどは含まれる場合があるのか、法務副大臣に伺いたい。
- ・性犯罪被害者に対して、今後も法改正や運用の改善などを進め、様々な支援を行っていくことについて、法務大臣の決意を伺いたい。

木下智彦君（維新）

- ・現行法の強盗強姦未遂罪の成立について、強盗行為と強姦行為のどちらが未遂であることを要するのか、また、本法案の強盗・強制性交等未遂罪における未遂の成立要件について、強盗強姦未遂罪の未遂の成立要件からの変更点はどのようなものか、その理由を含めて法務省に伺いたい。
- ・強姦罪における「暴行又は脅迫」は、相手方の抗拒を著しく困難ならしめる程度のもので足りるとするのが判例であるが、具体的にどのような態様の場合に「暴行又は脅迫」が成立するのか、法務省の見解を伺いたい。
- ・13歳未満の者に対する手指又は器具の挿入行為は、姦淫行為と同等程度の悪質性があるので「性交等」と同様の評価をすべきであると考えており、この点を含め、本法案が成立しても、性犯罪における被害の実情を踏まえた法改正の検討を進めていく必要があると思うが、法務大臣の所感を伺いたい。